

木材利用ポイント

木材利用ポイント事業が
はじまりました！

木材利用ポイント事業がはじまりました。
この事業は、地域材を活用した木造住宅の新築等、内装・外装の木質化工事、木材製品等の購入の際に、木材利用ポイントを付与するもので、1ポイントが1円相当。ポイントに応じて地域の農林水産物等と交換できます。

コラム 地域材活用のメリット

木材は炭素を長期にわたって固定・貯蔵するため、地球温暖化防止に役立ちます。

とくに地域で生産される木材や木製品を積極的に消費することで、資金が地域に還元され、植林や間伐などの森林整備による環境保全に寄与するとともに、地域の雇用確保や地元林業・木材産業の活性化等を通じて地域産業の振興にも役立ちます。

木材利用ポイント事業のスキーム

〈ポイント制度の対象〉

- ①地域材を一定以上活用した新築住宅

30万ポイント
(※被災地は50万ポイント)

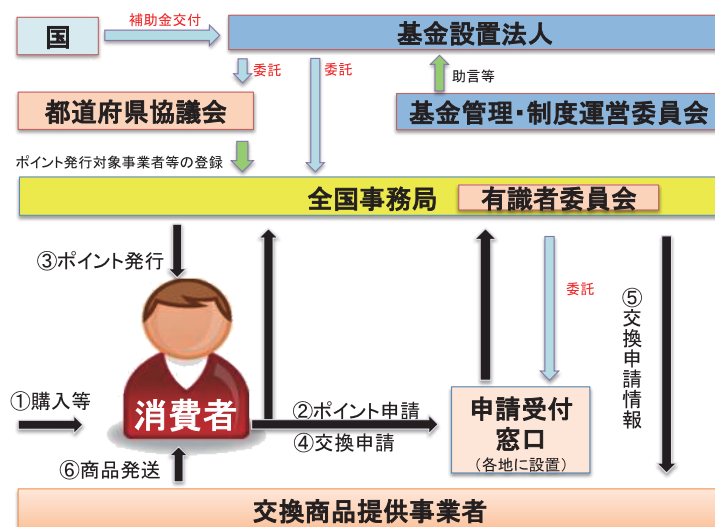


- ②地域材を一定以上活用した内装・外装の木質化

30万ポイントを上限



- ③地域材を一定以上活用した木材製品等



- ①地域の農林水産物等
②農山漁村及び森林における体験型旅行
③地域商品券、全国商品券等(森林づくり等に対する寄附つき)
④森林づくり・木づかい活動に対する寄附
⑤被災地に対する寄附
⑥即時交換
※全国商品券(農林水産品関連商品券を除く。)及び即時交換は付与ポイント数の50%を上限





木材利用ポイント 事業とは

地域材の需要拡大のため、地域材を活用した木造住宅の新築、木製品の購入等の際に、地域の農林水産物等と交換できる木材利用ポイントを付与する取組です。

実施にあたっては、全国事務局（以下「事務局」という。）を設置し、各都道府県ごとに設置した協議会（以下「協議会」という。）と連携して、ポイントの発行や確認、商品との交換等を行います（表1）。

木材利用ポイント 事業の目的

木材利用ポイント事業は、地域材の適切な利用の確保と需要拡大を促進することで、森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止及び循環型社会の形成に貢献し、農山漁村地域経済の振興を図ることを目的としています。

木材利用 ポイントの 付与対象

木材利用ポイントの付与対象となる工事又は製品は、協議会又は全国段階での有識者委員会認定され、事務局に登録された事業者（以下「登録工事業者等」という。）が工事

表1 事務局等について

全国事務局	事業者の登録、ポイントの付与・管理等を行う組織
協議会	事務局と連携し、登録工事業者等の認定等を行う組織（各都道府県に1か所設置予定）
申請受付窓口	事務局と連携し、ポイント申請の受付及び審査を行う組織（全国各地で設置予定）

を行い又は製造する次の（1）から（3）までに掲げるものです。

（1）木造住宅

（2）内装・外装木質化

（3）木材製品及び木質ペレットストーブ等

（1）木造住宅

次の①から④までの要件を満たす木造住宅（共同住宅を含む。）の新築・増築又は購入を木材利用ポイント付与の対象とします。

① 平成25年4月1日から平成26年3月31日までに工事に着手するもの

② 対象工法（※次ページ参照）によるものであり、主要構造材（柱・梁・桁・土台）並びに一定の要件を満たす間柱、構造用合板及び木杭において（表2）、材積の過半に相当する基準として、以下の表3の量以上に対象地域材（※次ページ参照）を使用しているもの

③ 事務局に届け出た供給業者が供給する対象地域材を使用した建築材料を用いて登録工事業者等が工事をを行うもの

④ 主要構造材等として使用する対象地域材の産地、樹種を看板への掲示等の方法で広く表示するもの

（2）内装・外装木質化

次の①から④までの要件を満たす住宅（共同住宅も含む。）の床、内壁及び外壁の木質化工事の実施を木材利用ポイント付与の対象とします。

① 平成25年4月1日から平成26年3月31日までに工事に着手するもの

② 登録工事業者等が工事を行うもの

③ 内装木質化工事の場合は、アからウまでの要件を満たすもの

④ 主要構造材等として使用する対象地域材の産地、樹種を看板への掲示等の方法で広く表示するもの

（2）内装・外装木質化

次の①から④までの要件を満たす住宅（共同住宅も含む。）の床、内壁及び外壁の木質化工事の実施を木材利用ポイント付与の対象とします。

表3 延べ床面積と必要な対象地域材の使用量

延べ床面積	対象地域材の使用量
80㎡未満	4㎡以上
80㎡以上95㎡未満	5㎡以上
95㎡以上110㎡未満	6㎡以上
110㎡以上125㎡未満	7㎡以上
125㎡以上	8㎡以上

表2 木造住宅の対象部位と対象地域材の使用量

対象部位	対象地域材の使用量
構造材 (柱・梁・桁・土台・間柱・縦枠・上下桟・床根太・頭つなぎ) ※構造用合板・木杭含む	対象地域材使用量 4㎡以上 ※対象地域材の使用量は、延べ床面積によって異なります。

木材利用ポイント事業がはじまりました！

木材利用ポイントの
対象工法

木材利用ポイントの対象となる工法は、樹種又は地域を示して定められます。

あらかじめ定める工法のほかに、各都道府県の協議会の推薦を受け、農山漁村地域の雇用、経済に対して大きな波及効果を与えると認められたものが付与の対象となります。

【あらかじめ定める工法】

- ・スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ又はアスナロを主要構造材等として過半使用する木造軸組工法
- ・スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する丸太組構法
- ・スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する枠組壁工法

木材利用ポイントの
対象地域材

木材利用ポイントの対象となる地域材とは、次の(1)及び(2)の基準を満たすものです。

(1) 次の①～③のいずれかに該当するもの

- ①都道府県の制度又は同程度の制度で産地が証明されている木材や木材製品
- ②森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関によって認証された森林の木材・木材製品
- ③「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」※に基づいて合法性が証明される木材・木材製品

(2) 資源量が増加していて、あらかじめ定められた樹種のほか、事業目的に照らし適切と認められたもの。

【あらかじめ定める樹種】

- ・スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ及びアスナロ

※「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」：伐採の合法性、森林経営の持続可能性、森林認証制度(第三者機関による森林管理水準の評価・認証)、CoC認証制度(Chain of Custody: 森林認証を取得した森林から生産された木材・木材製品が、森林認証を取得していない森林と混じらない分別管理の評価・認証)、分別管理等を取りまとめたもの。

(3) 木材製品及び木質ペレットストーブ等
木材利用ポイントの付与対象となる木材製品及び木質ペレットストーブ等については、公募により、選定する予定です。
木材利用ポイントが付与されるための詳細な要件等については、今後、決まり次第、事務局ホームページ等で改めてお知らせします。



ア 9㎡以上の床又は内壁の工事を行うもの
イ 住宅の床又は内壁の室内に面する部分に木材を使用するもの
ウ 供給業者が供給する対象地域材を使用した建築材料を使用するもの
④外装木質化工事の場合は、ア及びイの要件を満たすもの
ア 10㎡以上の外壁の工事を行うもの
イ 供給業者が供給する対象地域材を使用した建築材料を使用するもの



●木造住宅1棟あたり 300,000ポイント付与

●木質化工事は、工事内容・工事箇所の対象地域材の使用量により付与ポイントが異なり、1棟あたり 300,000ポイントが上限

※木造住宅の新築、増築又は購入と内装・外装木質化工事を同時に行った場合は、これらをあわせたポイントが付与されます。



木材利用ポイントの付与数

木材利用ポイントは、1ポイント1円相当です。対象工事等の内容、規模に応じて、次のように付与されます。

(1) 木造住宅の新築、増築又は購入

木造住宅1棟当たり30万ポイント。ただし、東日本大震災の特定被災区域で全半壊した住宅の新築・増築又は購入は1棟当たり50万ポイント(表4)。

(2) 内装・外装木質化工事

●内装木質化工事

木質化工事が行われた床又は内壁の面積が、1棟当たりそれぞれ9㎡以上のものに表5の区分でポイントを付与します。

●外装木質化工事

外壁の面積が、1棟当たり10㎡以上のものに、表6の区分で木材利用ポイントを付与します。

(3) 木材製品及び木質ペレットストーブ等

木材利用ポイントの付与数については、今後詳細が決まり次第、改めてお知らせします。



木材利用ポイントを扱う事業者は事前登録が必要です

木材利用ポイントの対象となる工事等を行う事業者は、有識者委員会又は協議会において認定された後、事務局にて登録されることが条件となります。登録工事業者として認定され・登録されるために

表4 木造住宅の発行ポイント数

発行ポイント数	
東日本大震災特定被災区域	500,000ポイント
その他地域	300,000ポイント

は、①地域材を自ら積極的に利用するとともに、利用の意義・良さを広く周知すること、②農山村地域の活性化のために事業活動を行うとともに、地域活性化への貢献度合いについてPRすること、なお、③広域事業者等で有識者委員会認定を受ける事業者は、①②について全国各地のモデルとなる取組を行うことが必要です。

表5 内装木質化工事の付与ポイント

床	新築	9㎡ 2.1 万ポイント以降 3㎡増えるごとに7千ポイントを加算
	リフォーム	9㎡ 3万ポイント以降 3㎡増えるごとに1万ポイントを加算
内壁	新築	9㎡ 1.5 万ポイント以降 3㎡増えるごとに5千ポイントを加算
	リフォーム	9㎡ 2.1 万ポイント以降 3㎡増えるごとに7千ポイントを加算

表6 外装木質化工事の付与ポイント

外壁	木質系外壁材	10㎡ 1.5 万ポイント以降10㎡増えるごとに1.5 万ポイントを加算
	新規外壁材	10㎡ 7千ポイント以降10㎡増えるごとに7千ポイントを加算

は、①地域材を自ら積極的に利用するとともに、利用の意義・良さを広く周知すること、②農山村地域の活性化のために事業活動を行うとともに、地域活性化への貢献度合いについてPRすること、なお、③広域事業者等で有識者委員会認定を受ける事業者は、①②について全国各地のモデルとなる取組を行うことが必要です。

※新規外壁材：外壁用に新規開発された建築材料で、今後普及が見込まれると認められたもの。

※内装及び外装木質化工事を行う場合は、合計付与数の上限が30万ポイントとなります。

木材利用ポイント事業がはじまりました！



木材利用ポイントの 申請方法

●木造住宅の新築、増築又は購入及び内装・外装の木質化工事

木材利用ポイントの申請は、工事発注者、住宅購入者又は代理申請者が、郵送又は各地に設置される申請窓口への届出で行います。

●申請が可能となるのは、対象となる木造住宅が竣工した時点、又は購入した時点。内装・外装木質化の場合は工事が完了した時点で、申請のできる回数は住宅1棟につき1回限りです。

●木材製品及び木質ペレットストーブ等

木材利用ポイントの申請方法については、今後詳細が決まり次第、事務局ホームページ等で改めてお知らせします。

木材利用ポイントの 発行申請に必要な書類

木材利用ポイントの発行申請に必要な書類は次のとおりです。

①木造住宅の新築又は購入

- 木材利用ポイントの発行対象である工事又は木造住宅を購入したことが確認できる書類
⇒工事証明書、建築工事届の写し、納品証明書、工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し、確認済証の写し、検査済証の写し、主要構造材等で使用する対象地域材の産地・樹種に関する表示の写真、竣工写真、領収書の写し
- 申請者の確認ができる書類(運転免許証等)
- り災証明書等(特定被災区域等に係る特例を受ける場合)

②木造住宅の増築

- 木材利用ポイントの発行対象である工事を実施したことが確認できる書類
⇒工事証明書、建築工事届の写し、納品証明書、工事請負契約書の写し、確認済証の写し、検査済証の写し、主要構造材等で使用する対象地域材の産地・樹種に関する表示の写真、竣工写真、領収書の写し
- 申請者の確認ができる書類(運転免許証等)
- り災証明書等(特定被災区域等に係る特例を受ける場合)

③外装・内装木質化工事

- 木材利用ポイントの発行対象である工事を実施したことが確認できる書類
⇒工事証明書、納品証明書、工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し、施工図面、施工写真、領収書の写し
- 申請者の確認ができる書類(運転免許証等)

表7 申請方法一覧

(木造住宅の新築・増築又は購入及び内装・外装の木質化工事の場合)

	木造住宅 (新築・増築又は 購入)	内装・外装木質化	木造住宅＋ 内装・外装木質化 (新築・増築又は 購入)
申請者	施主若しくは購入した消費者本人又は代理人		
申請先	●事務局へ直接申請(郵送のみ) ●地域の申請受付窓口へ申請(持参又は郵送) ※ただし、即時交換利用時は地域の受付窓口へ申請(持参のみ)		
申請が可能となる時点	竣工時点又は購入時点	工事完了時点	工事完了時点
申請回数	1棟につき1回のみ		
申請に必要な提出書類	工事証明書や納品証明書など、申請内容により指定		

※木材利用ポイント事業には、今後一部変更等の可能性があります。変更があった場合は、事務局ホームページ等でお知らせします。

※木材利用ポイント事業の各スケジュールについては、決定次第お知らせします。

※工事を施工した事業者等が、あらかじめ事務局に登録工事業者等として登録していなかった場合は、ポイントの申請ができません。



木材利用ポイントの 交換商品

交換するポイント数は1ポイント1円相当で、木材利用ポイントを利用して交換できる商品は、地域の農林水産品や農山漁村地域における体験型旅行等となります。

また、ポイントの発行対象工事と同じ施工者が実施する、発行対象工事以外の木材を使用した工事の費用に充当できる即時交換もあります。ただし、商品券（農林水産品関連商品券を除く）、即時交換については、付与されたポイントの50%が上限となります。

【交換できる商品・サービス】

- 地域の農林水産品等（加工食品及び伝統工芸品を含む。）
- 農山漁村地域における体験型旅行
- 商品券（全国商品券・プリペイドカード、農林水産品関連商品券、地域商品券）
- 森林づくり・木づかい活動に対する寄附
- 被災地に対する寄附
- 即時交換

木材利用ポイントの 申請期間

木材利用ポイントの発行申請受付期間及び木材利用ポイントの交換申請受付期間については、決まり次第、事務局ホームページ等で改めてお知らせします。

なお、木材利用ポイントの発行額が予算額に達した場合、申請期限が終了する前であっても木材利用ポイントの発行を終了します。

■木材利用ポイント事務局ホームページ <http://mokuzai-points.jp/>



お問い合わせ

■コールセンター
0570-666-799 ナビダイヤル(有料)
※IP電話等からご利用の場合 03-6701-3270(有料)
受付時間 9:00～17:00(土日祝含む)